

大崎上島町告示第43号

大崎上島町企業誘致促進支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年6月1日

大崎上島町長 谷 川 正 芳

大崎上島町企業誘致促進支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大崎上島町への企業誘致の促進を図るため、企業立地を行うことを目的とした町外業者の視察を受け入れる町内業者を支援し、予算の範囲内において大崎上島町企業誘致促進支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、大崎上島町補助金等交付規則（平成15年大崎上島町規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内業者 町内に事業所を有する企業をいう。
- (2) 町外業者 町外に主たる事業所を有する企業であって、本町に事業所を有しない企業をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、町内において企業立地を行うことを目的とした町外業者の視察を受け入れる事業（以下「視察受入事業」という。）とする。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者をいう。

(1) 視察受入事業を業とする町内業者

(2) 町税等の滞納がない町内業者

(3) 法人税の滞納がない町内業者

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

(1) 貸金業（貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業をいう。）を行う者

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける事業又は公序良俗に反する事業を行う者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員に該当する者（補助金の額）

第5条 補助金の額は、視察受入事業に要した経費の合計額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、端数を切り捨てた額）とし、1回の視察受入につき10万円を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、国、県又は町が実施する他の同種の補助金等の交付を受ける場合、同一の事業又は同一の経費について、補助金の交付を重複して受けることはできない。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大崎上島町企業誘致促進支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 視察受入事業に係る事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 視察受入事業に係る経費の見積書の写しその他当該費用の額を確認することができる書類

(4) 町税の滞納がないことを証する書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、補助金の交付をすることが適当と認めたときは、大崎上島町企業誘致促進支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助金の交付をすることが不適当と認めたときは、大崎上島町企業誘致促進支援事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過する日又は当該交付決定があった日の属する年度(町の会計年度をいう。以下同じ。)の末日から起算して30日を経過する日のいずれか早い日までに、大崎上島町企業誘致促進支援事業補助金実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 視察受入事業報告書(様式第5号)
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書その他の支出に関する証拠書類の写し
- (4) 視察受入事業の実施で使用した資料及び視察受入事業の様子を撮影した写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第9条 町長は、前条に規定する報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大崎上島町企業誘致促進支援事業補助金額確定通知書(様式第6号)により、補助事業者へ通知する。

(補助金の交付)

第10条 前条の規定による通知を受けた補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、大崎上島町企業誘致促進支援事業補助金交付請求書(様式第7号)を町長に提出する。

(交付の特例)

第11条 町長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。

2 前項の規定により補助金を概算払で受けようとする補助対象者は、大崎上島町企業誘致促進支援事業補助金概算払交付請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

3 前2項の規定により、概算払により補助金の交付を受けた補助対象者は、第8条の規定による通知を受けた後に、大崎上島町企業誘致促進支援事業補助金概算払精算書（様式第9号）を、当該補助金の交付を受けた日の属する年度の末日までに町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第12条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） この要綱その他の法令に違反したとき。
- （2） 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- （3） 補助対象事業の実施に関し不正、怠慢、その他不適切な行為をしたとき。
- （4） 補助対象事業完了前に、補助金交付の目的が達成できないことが客観的に明らかになったとき。

2 町長は、前項の規定による取消しをした場合において、当該取消し部分について補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

（帳簿書類の整備）

第13条 補助対象者は、補助対象事業の内容及びその経理を明らかにする帳簿及び書類を整備し、これらを、補助対象事業が完了した日の翌日から起算して5年を経過する日の属する年度の末日まで、保存しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。